

# 2

[書評 | review]

中京大学社会科学研究所編

## 『知と技術の継承と展開——アーカイブズの日伊比較』

a cura di Istituto di ricerche in scienze sociali dell'Università di Chukyo,

Gli Atti del Simposio: «L'Italia e il Giappone: l'eredità dei patrimoni intellettuali e gli archivi come fonti storiche sugli scambi culturali tra l'Italia e il Giappone»

中村友美 | Tomomi Nakamura



中京大学社会科学研究所編『知と技術の継承と展開——アーカイブズの日伊比較』  
創泉堂出版 / 2014年3月 / A5判 / 295ページ / 定価1600円+税

## 1 — 本書の概要

本書は、2013年2月16日・17日に中京大学社会科学研究所の主催で開催されたシンポジウム「アーカイブズの日伊比較 知と技術の継承と展開」より、セッション1「『知の記録』の継承と文書史資料のアーカイブズ」の報告をまとめたものである。「アーカイブズの日伊比較」という副題が示すように、第一章ではイタリア、第二章では日本のアーカイブズが取り上げられている。第三章は「アーカイブズの国際比較」と題して編成され、ヴェネツィア共和国、スペイン、ドイツのアーカイブズに関する報告が収められている。日本・イタリアを軸にしなが、その周辺国についての考察を加えることで、多様性をもたせた構成になっているのが本書の特徴といえる。巻末には付録としてイタリア語文資料が収録されており、マリア・バルバラ・ベルティエニ氏とマリオ・インフェリーゼ氏の講演録、並びにベルティエニ氏による

シンポジウム日本語発表の一部要約が掲載されている。

章構成は表1に示す通りである。

## 2 — 各論の内容

檜山幸夫氏による序章では、本書の出発点であるシンポジウムの開催にあたり、イタリアのアーカイブズに着目した動機がまとめられている。ヨーロッパの事例研究は日本の社会に近いドイツを対象に長年行ってきたが、水害、地震や火山の噴火といった自然環境における問題で日本と共通点を持つイタリアに視点を転じ、2012年からイタリアのアーカイブズ研究が開始されたという。また、膨大な数の歴史的な文書史料を現代に関連づけるにあたり、文書管理が発達したイタリアから学ばなければならないと述べられている。檜山氏の考察は日本のアーカイブズ制度の根幹に向かい、「ある一定の限られた領域のものについ

表1 — 本書の構成

---

序章	知と技術のアーカイブズ   檜山幸夫
第一章	イタリアのアーカイブズ
	講演 イタリアのアーカイブズ行政とその組織   マリア・バルバラ・ベルティエニ
	講演 イタリアの歴史学とアーカイブ   マリオ・インフェリーゼ
第二章	日本のアーカイブズ
	講演 日本のアーカイブズ — その現状と課題   大濱徹也
	「古都」京都と地方自治体・京都府のアーカイブズ問題   井口和起
	日本帝国の台湾統治文書のアーカイブ   東山京子
第三章	アーカイブズの国際比較
	一七—一八世紀のヴェネツィア共和国における税務文書の運用と管理   湯上良
	スペインの歴史認識と公文書管理   野口健格
	アーカイブズの制度形成 — ドイツとの比較において   上代庸平
	[附録(伊語文資料)]
	講演録 Gli Atti del Simposio
	Gli Archivi in Italia   Maria Barbara BERTINI
	Storiografia e archivi in Italia   Mario INFELISE
	シンポジウム日本語発表(一部)要約
	Riassunti degli interventi giapponesi   Maria Barbara BERTINI

---

ては、異常なほど優れたものを創り出すが、ある領域を超えた『おおきなもの』については全くその能力を発揮することができない」(8-9頁)日本のアンバランスさが、アーカイブズについてもあてはまると指摘する。すなわち、日本は高度に発達した鉄道網と運行システムが導入されているにも関わらず、都市計画が貧弱であるように、アーカイブズの個々の管理項目を結びつけ総体的な運用ができていないことが、日本のアーカイブズ後進性の一因であると問題提起する。

第一章「イタリアのアーカイブズ」では、国立トリノ文書館長マリア・バルバラ・ベルティエニ氏の講演「イタリアのアーカイブズ行政とその組織」と、ヴェネツィア大学教授マリオ・インフェリーゼ氏の講演「イタリアの歴史学とアーカイブ」が取り上げられている。

ベルティエニ氏は、本書に先立ち上梓された『アーカイブとは何か：石版からデジタル文書まで、イタリアの文書管理』(湯上良訳、法政大学出版局、2012年)において、イタリアのアーカイブズについてまとめている。本稿はその延長線上にあり、イタリアのアーカイブズ行政と文書館について紹介するものである。イタリアは何世紀にもわたって複数の国家に分割されてきた歴史を持ち、19世紀に統一がなされるまでは、外国も含め様々な勢力の支配を受けていた。複雑な政治権力の影響はアーカイブズにも及んでおり、例えば、文書に数々の言語が用いられていることもその現れである。現在は、103県の県庁所在地に国立文書館が置かれており(2013年2月時点)、文化財・文化活動省のアーカイブズ総局を頂点とする「アーカイブズ法」の規定によって規則化されている。イタリアの文書館は公的アーカイブズ・民間アーカイブズの受け入れに加え、教会関連団体のアーカイブズも保存しており、書架総延長1500キロメートル以上の文書を保存して

いる。保存以外に、研究者や一般市民向けの利用、探索補助にも力を注いでいる。本稿では、バチカン文書館やヨーロッパ共同体のアーカイブズといった、法的にはイタリアの管理にはないが、保管場所・保存管理の面から関わりのある特別なアーカイブズについても言及されている。

次の稿では、インフェリーゼ氏が歴史家という立場から、歴史学とアーカイブズの間を明らかにしている。インフェリーゼ氏によると、ヨーロッパ史における歴史学とアーカイブズの間は次の3段階で表すことができる。絶対君主が自らの権威を高め伝統を維持するために利用した第1段階、フランス革命を経て民主政治の証拠を残すための文書管理へ変容した第2段階、記録史料の体系的秩序の維持と科学的な実証が行われるようになった第3段階である。

本稿ではアーカイブズに関するいくつかの歴史的なエピソードが盛り込まれているが、特に興味深く感じられたのが、ナポレオン1世による「総合文書館」プロジェクトである。ナポレオンは、利用価値のあるすべての文書を集めようと試み、領土の拡大と共に、支配に治めた地域の主要なアーカイブズをバリに送らせた。こうして意欲的な目標を掲げ収集された文書の一つが、ローマ教皇庁に保管されていたバチカン文書である。数年後、ナポレオンが地位を追われると収集物はローマに戻ることになったが、一部の文書は移送時に散逸し、失われるという悲劇に見舞われた[1]。上記の歴史学とアーカイブズの発展にあてはめると第2段階と第3段階の間に位置しており、事象として見たときのインパクトだけではなく、アーカイブズへのアプローチが科学的に変化していく過渡期の出来事として注目される。

第二章「日本のアーカイブズ」は、大濱徹也氏の「日本のアーカイブズ——その現状と

課題」、井口和起氏の「『古都』京都と地方自治体・京都府のアーカイブズ問題」、東山京子氏の「日本帝国の台湾統治文書のアーカイブ」の3稿から構成されている。

大濱氏の稿では、日本人が西洋的なアーカイブズ概念に出会ってから今日に至るまでの日本アーカイブズ史が概説され、組織の知的情報資源としての役割を担うアーカイブズの制度設計を問いかける。歴史に向き合う際、記録資料は「ヘゲモニーを確立していく」(82頁)ための証拠となるものであり、公文書館には「統治の器、国家、諸組織のガバナンスgovernanceを担いうる力、組織のインテリジェンスたりうる働きが求められている」(83頁)と述べる。続けて、国家の記録資料を適切に管理するために、記録管理院を創設すべきであると提言する。財政と記録の検証が国家の営みを支え、正当性を主張できるという考えに立ち、財政を監督する会計検査院に相当するものとして、記録資料に対する記録管理院の必要性が説かれている。

次の「『古都』京都と地方自治体・京都府のアーカイブズ問題」は、京都府立総合資料館(現・京都府立京都学・歴史館、以降本文中では歴史館と表す)の元館長である井口氏による論考である。歴史館は、京都に関係する図書・出版物、古文書・行政文書類を所蔵しており、京都に関わる調査・研究を目的とした利用が多いという。こうした状況を踏まえ、井口氏は以下の3点で警鐘を鳴らす。1点目は歴史館に保存されていない諸資料に対する認識・関心の低さ、2点目は「京都文化=日本文化」という固定観念化された自己意識の拡大、3点目は現代の京都に関する資料への関心の薄さである。

本書の出版時において、歴史館は新たな段階へ向けて機能の充実・強化を図る途上にあり、本稿ではそこに至る基本構想や検討

結果報告が紹介されている。新しい取り組みの一つに、「国際京都学センター」の設置が挙げられており、井口氏は「京都学」研究の構築・推進と、アーカイブズ機能をいかに関連させるかについて議論を発展させる。収集資料と研究成果を国際的に発信することに加え、京都を外から見つめること(例えば世界で京都がどのように語られているか情報収集すること)により、世界への有効な情報発信が可能であると主張する。また国内的にも、伝統文化を軸にステレオタイプ化した京都イメージからの脱却を図り、「日本文化の中の地域文化として相対化する必要がある」(107頁)と締めくくる。

第二章の結びは、東山氏による「日本帝国の台湾統治文書のアーカイブ」である。本稿は、1895(明治28)年から1949(昭和24)年まで置かれていた台湾総督府が、どのような方法で文書編纂を行ってきたのかをテーマとしている。現在、国史館台湾文献館には、台湾総督府の機関文書である「台湾総督府公文類纂」をはじめ、公・私に亘る日本統治期の多数の文書が収蔵されている。東山氏は、これらの文書が国史館台湾文献館に保存されるまでの来歴を調査し、保管場所の度重なる移転により、破損・紛失など文書に深刻なダメージを与えたことを指摘する。

国史館台湾文献館が所蔵する「台湾総督府文書」には、台湾総督府文書課が行ってきた文書の收受・記録・発信に関する記録が含まれ、これにより文書管理規程や文書処理規則が明らかにされる。文書課が作成していた記録目録は、保存年限による編年毎の「総目録」、門類別に分類した「類別目録」の2種類が存在し、記録・整理だけでなく、探索補助の役割を果たしていたとする。

続いて「公文類纂」以外の文書について分類を行い、移管・保存管理状況を辿った後に、台湾総督府が非現用文書をどのような

分類法で保存・管理したのかを解き明かす。本稿で注目したいのは、文書課の行っていた評価選別業務に、アーキビストとしての役割が見られるとする考察である。東山氏は、「現代のアーキビストがやるべき仕事を戦前の近代公文書を取り扱う職員が実際に行っていた。文書課に文書に関する専属の職員が配置されていたとすると、日本は既に実質的にアーキビストがいたことになる」(136頁)と指摘している。評価選別という文書管理業務の一部を以てアーキビストがいたとする見解は結論を急ぎすぎたようにも映るが、台湾総督府文書・台湾総督府関係文書の現状把握とそれに基づく文書管理規程・文書処理規則の分析を通じ文書課職員の業務の検証が試みられたことは、アーキビストの育成をめぐる課題の多い今日において価値があると考えられる。

最終章である第三章は「アーカイブズの国際比較」と題し、3つの論文を収める。

まず、湯上良氏の「一七一一八世紀のヴェネツィア共和国における税務文書の運用と管理」では、ヴェネツィア共和国が終焉に向かう18世紀の財政・政務改革にあたり残された税務文書を手掛かりに、ヴェネツィア共和国が最後の大きな改革に踏み出す中で、文書をどのように運用、管理しようとしたのか、またそこに関わった人々について明らかにしていく。

本稿は、ヴェネツィア共和国一千年の歴史とそこに絡まるアーカイブズ史から始まる。中でも湯上氏が「非常に興味深い」(152頁)とする1669年の出来事、すなわち25年に及ぶオスマン帝国との戦争の結果、ヴェネツィアが450年以上領土としていたクレタ島を去ることになったとき、多量の文書をガレー船に積み込みヴェネツィアまで運搬したというエピソードは、前掲のインフェリーゼ氏の稿でも「衝撃を受け」(48頁)るものであると述べられ

ている。インフェリーゼ氏はクレタ島から文書の大輸送が行われた理由について、「これらの文書の保護を通じることによってのみ、将来的に所有・統治権を要求する可能性を有することとなるから」(48頁)と分析している。ここで評者が着目したいのは、外地官庁における文書の保護についてである。統治機関の変化が記録管理に及ぼす影響について、アーカイブズの物理的な移転(あるいは非移転)という観点から多角的な考察が可能であることは、地中海世界におけるエピソードが象徴的に繰り返されていることや、前稿の台湾総督府文書の流転からもうかがわれる。このことはアーカイブズ史を振り返る上で重要な意味を持つと同時に、本セッションのタイトルにある「『知の記録』の継承」に広がっていく問題であると感じた。

本稿は、18世紀ヴェネツィア共和国で財政・税務分野の文書作成に携わり、中心的役割を果たした3つの行政官の事例 - 1) 公的資金調達官及び補佐官、2) 造幣局公共歳入監査・規制官、3) 造幣局アーキビスト - を取り上げ、アーカイブズとその保存がどのように行われていたのかを紐解いていく。2)と3)については、組織における文書の作成・保存・利用の流れとそれに関わる人員が図示され、理解を助ける内容となっている。

湯上氏は、18世紀におけるアーカイブズ概念が現代のものとは異なることを指摘し、文書作成に関する法令や布告がほとんど見られず、一行政官の恣意に左右される状況であった時代の文書管理は、文書ごとの観察や分析を通してのみ特徴や関連性を見出すことができると述べる。本稿は史資料に基づいた緻密な調査結果が展開されており、そうした湯上氏の考えを証明するものであると感じられた。

第3章の2稿目は、野口健格氏による「スペインの歴史認識と公文書管理」である。本

稿はスペインの歴史的背景の上に築かれた公文書管理制度を概観し、現代の体制下における取り組み、法制度を論じる。野口氏は、スペインは民主主義への移行にあたり周辺諸国と異なる特徴があり、そのことが現在の公文書管理にも影響を与えたと主張する。結論からいうと、スペインの近現代史において繰り返された政治的対立とその中で形成された勢力間の争い(カスティーリャ(中央)とカタルーニャ(地方)の対立、内戦、独裁など)は、自国の歴史資料の管理に影を落とし、歴史編纂が一元的に行われないという結果をもたらした。こうした経緯に基づき、信頼性のある資料に基づいて評価し、それらのネガティブな歴史を後世に伝えることが公文書管理の核となっていったということが、本稿では論じられている。

スペインは1978年の現行憲法制定以来、国家の最大の目標を民主化に置き、ヨーロッパの統合過程と足並みを揃えつつ、国内の地域勢力の独立意識を抑えることを重要政策としてきた。2000年以降、国内政策に目を向ける余裕が出てきたこと、2004年の政権交代を契機に、フランコ時代の迫害の記憶に対する公的認知を求める運動が基になり、歴史記憶法が成立するに至った。2005年に制定された法律では、カタルーニャの内戦に関する文書の保管・管理とそれに関する施設の整備が決定され、サラマンカの歴史記憶文書センター設立に結実していった。センターの任務は、主に「共和政期、内戦期、独裁期、政治改革期におけるフランコ大統領の命により収集・管理されていた資料の再収集・管理・保存・情報提供」[2]である。これらは単なる歴史資料ではなく、同法により「触れられたくない過去」と向き合うことにつながるため、すべての人にとって肯定的に受け入れられるわけではない。しかし、スペインの民主主義が発展するためには「歴史」として編纂していくことが必

要になると述べられている。戦勝国でも敗戦国でもなく、ファシストによる国家運営を経験したスペイン。その公文書管理については検証する価値があると投げかけている。

第三章の最終論文は、上代庸平氏による「アーカイブズの制度形成——ドイツとの比較において」である。本稿はドイツにおけるアーカイブズ法の成立過程を辿りつつ、アーカイブズと法の相互関係について論述する。

ドイツにおけるアーカイブズは、他のヨーロッパ諸国の例にもれず、インフェリーゼ氏の述べる歴史学とアーカイブズの関係であるところの第1段階(統治の根源としてのアーカイブズの活用)から始まる。上代氏は、「独伊いずれにおいても、小国家の複合体の中で、諸邦の存立とアイデンティティの基本として、アーカイブズと法の出会いは必然だった」(213頁)と説く。本稿で取り上げるプロイセンでは、18世紀末から19世紀初めにかけて行われた行政改革の一環として、アーカイブズと公文書管理行政の整備が進められた。フランス革命によりキリスト教の神によって権威づけられていた王権は否定され、近代的な世俗化された国家において神の地位に成り代わったのは、法であった。ここでアーカイブズは、法治国家の統治の基礎となる機能を担われ、行政活動と強く結びつき、ひいては行政活動の正当化という構図が描かれていくことになったと指摘する。

プロイセンにおける公文書管理制度の推進者であったハルデンベルクの構想について、上代氏は以下の3点に注目する。1点目は、アーカイブズ制度は行政内部の下位規範によってではなく、国家の正統性に関わる問題として上位の法律によって規律されるべきであるということ。2点目は、アーカイブズは法治国家における追証可能性と透明性を確保するための手段の一つであるということ。3

点目は、アーカイブズは保管するだけでなく、公開と利用を前提とするということである。近代国家への道のりを歩む中で構想されたプロイセンのアーカイブズと法制度は現在まで受け継がれ、公文書館を頂点とする仕組みとして結晶した。そして民主主義に移行する中でも、統治の支えとなる文書の重要性と、記録を保存して後世に伝えていくという制度の理念は変化しないと総括する。本稿で見てきたドイツの制度をそのまま日本に導入することは妥当ではなく、歴史的伝統や行政文化の違いを前提に、制度形成を少しずつ進めることが重要であると締めくくっている。

### 3 — 本書の意義

本書に収められた論文はそれぞれが異なるテーマを扱っており、各論の関連性は必ずしも高くない。しかしながら、日本を含む各国においてアーカイブズに関する諸制度が、どのような歴史的背景から整備され発展してきたのか比較考察することで、日本が抱えている課題を浮き彫りにし、解決に向けて前進する糸口となるであろう。

本書では「結論」に相当する部分は見当たらないが、読み進める中で全編を貫くものとして印象づけられたのが、アーカイブズにとって脅威となる、人間の引き起こす破壊行為である。アーカイブズの辿った数奇な運命を伝えるエピソード—例えば、文書の所有者(組織)・保管場所の遷移、保存状態への作用、公開への制限—は、戦禍とその結果として生じた支配勢力の交代等による影響を物語っており、旧秩序の崩壊・新秩序の構築をきっかけに、人々の存在を証明し地域の拠り所となるアーカイブズに、強い関心が向かっていくことが感じられた。本書で取り上げられた国々の多くは「触れられたくない過去」を持ちつつ過去との

対話を続けており、そのとき、アーカイブズは過去と現在をつなぐ架け橋となる。この点をテーマとして直接的に扱っているのはスペインの事例であるが、近現代史への眼差しや「負の歴史」との向き合い方について、様々に比較検討する材料を与えてくれる一冊であるといえる。

冒頭で述べたように、本書はシンポジウム「アーカイブズの日伊比較 知と技術の継承と展開」の内、セッション1「『知の記録』の継承と文書史資料のアーカイブズ」の報告をまとめたものである。セッション2「文化の継承と現代テクノロジーの展開—技術アーカイブズの伝統と現在」について、本書では序章で言及されているのみであるのに対し、本書のタイトルがシンポジウムのテーマをそのまま採用している点については、編集にあたり工夫の余地があったのではないと思われる。またこれまで見てきたように、本書は「日伊比較」とどまらない論考を含み、「アーカイブズの国際比較」に一章が充てられているが、タイトル及び表紙のデザインがもたらす情報は、内容を狭めてしまっている印象を受けた。より幅広い研究に役立てるために、本書の持つ奥行きを反映したインターフェースを提示することで、さらに多くの人に本書を手にとってもらえたのではないだろうか。

最後に、国際比較の点から欠かせない翻訳について述べたい。日本に紹介される外国語資料は英語から翻訳されるものが多いが、本書の各国事例は英語を媒介せずに原語の一次情報を伝えるものであり、この点においても執筆者らの功績は大きいと考える。第一章「イタリアのアーカイブズ」に収められた講演録の翻訳は、第三章の執筆者の一人である湯上氏によるものである。日本語では“Archive/Archives”という言葉の訳が落ち着かず、アーカイブズ施設の名称も不揃いであることは周知であるが、各国語に精通した

アーカイブズの専門家が増え、英語以外の言語をソースとする多様な情報を取り入れる中から、新しい言葉や定訳が生まれる可能性

もあるだろう。本書で述べられた各国の事例がアーカイブズに関する理解を広げ、国際比較研究の発展を促すことを期待したい。

- 1 —— バチカン文書のうち、異端審問所の集会議事録、異端審問所から委託された図書検閲判定、禁書目録はローマに戻った。その他の文書の多くは、輸送費用捻出のために厚紙業者に売却されたという。それらはナポレオンによってフランスに運ばれた全文書の三分の二であった。(田中一郎『ガリレオ裁判 — 400年後の真実』、岩波書店、2015年、6頁)
- 2 —— 野口健格「スペインにおける『歴史記憶文書センター』と『歴史回復協会』の現状と課題——歴史の記憶へのアクセスは憲法上の保護の対象となるか?」、『中央学院大学 法学論叢』第30巻第1号、2016年、57頁、<http://www.cgu.ac.jp/Portals/0/12-library/kiyou/h30-1-4.pdf> (2017年9月30日閲覧)